

「公共施設に関する景観形成ガイドライン」について

1. 策定の背景

・本市では、平成4年に“明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること”を目的に「明石市都市景観条例」を制定しました。そして、その実現を目指すために「明石市都市景観形成基本計画」を平成6年に策定し、様々な取り組みを行うなかで、公共空間における良好な景観形成を進めるための手引きとして、平成6年に「公共空間デザインマニュアル」、平成8年に「建築物デザインマニュアル」を策定しました。

・「公共施設に関する景観形成ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）は、平成22年に、景観を取り巻く状況や景観資源の変化を受け「明石市都市景観形成基本計画」を改定したことに伴って、本市が公共空間の整備において、明石らしい景観形成をより一層推進するための指針として、新たに策定するものです。

2. ガイドラインの作成プロセス

（1）実施体制

ガイドラインについては、公共施設の設計・管理を担当する職員自らが作成し、運用するものとするため、これらの職員により構成する「庁内ワーキンググループ」を設置し、都市景観アドバイス会議の委員である専門家2名から指導や助言を受けながら検討しました。

○メンバー構成

対象施設	担当部局
河川・水路・ため池	産業振興部農水産課
道 路	土木交通部道路管理課、道路整備課、都市整備部区画整理課
海岸・港湾	土木交通部海岸課
公園・緑地	都市整備部緑化公園課
公共建築物	都市整備部建築室営繕課、下水道部下水道施設課
橋梁・高架構造物	土木交通部道路管理課（再掲）、道路整備課（再掲）

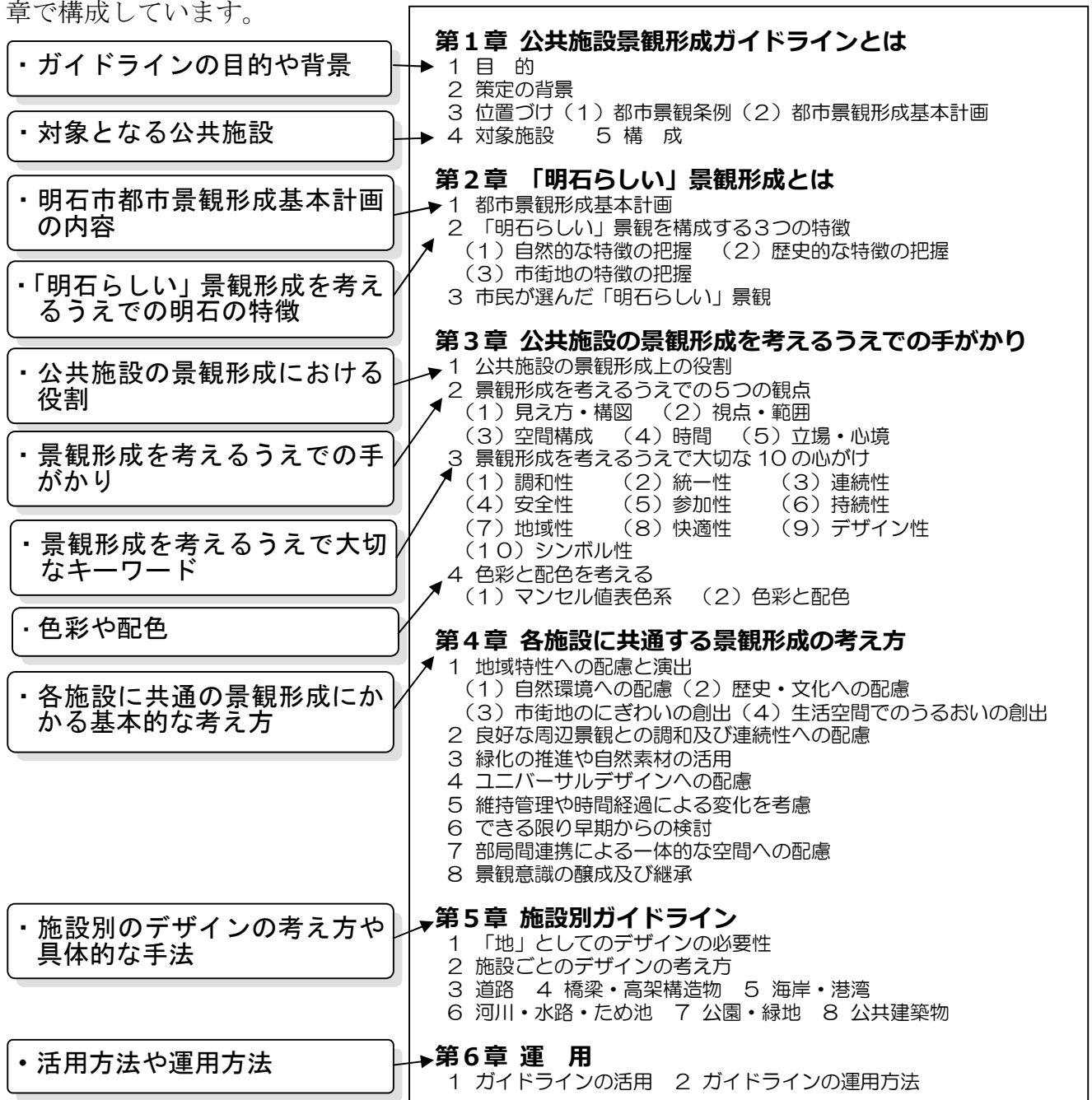
（2）検討内容

・平成25年7月から平成27年3月までに合計11回の庁内ワーキンググループを開催し、検討を重ねました。

・具体的な取り組みとして、メンバーが所管する公共施設に対する景観評価を行うなど、明石らしい景観について考えることで、景観に対する共通認識を図るとともに、ガイドラインの方向性や考え方の整理を行いました。

3. ガイドラインの構成

ガイドラインは、事業の企画や基本構想、計画、実施設計、工事施工、維持管理などの各段階で繰り返し活用することにより、適切で良好な景観形成に努めるものとし、次の6章で構成しています。



4. 今後の取り組みについて

今年度中の策定を目指します。また、策定後は、事業実施時のみならず、下記のような様々な場面で、ガイドラインが活用されるように庁内関係部署に周知し、また、効果的な運用が図れる仕組みを検討します。

- ・ 景観形成に対する理解を深める
- ・ 整備等における発想の手掛かり
- ・ 知識や意識の共有ツール
- ・ チェックシートによる運用